

令和6年度「外貿貨物集貨促進事業補助金」事業実施要領

〈令和6年10月25日改正：追加募集（赤字部分が更新箇所）〉

大阪府では、府営港湾の外貿貨物の輸出入を促進し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、「大阪府補助金交付規則」（昭和45年大阪府規則第85号。以下「交付規則」という。）及び「外貿貨物集貨促進事業補助金交付要綱」（令和3年4月30日制定、令和6年4月1日改定。以下「交付要綱」という。）に基づき、令和6年度の府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業に対して補助金を交付する「外貿貨物集貨促進事業補助金」事業を実施しており、この度、追加募集を行います。

補助金の交付を希望される事業者は、本実施要領に基づきご応募ください。

※本事業は補助金交付決定見込額が予算の上限に達した時点で予告なく受付を終了します

1 補助事業の内容

コンテナ船及び自動車専用船で輸出入を行う荷主を対象に、取扱貨物の増加に対して海上輸送費の一部を補助します。

また、「食」貨物※の輸出拡大に繋げるため、府営港湾から輸出される「食」貨物については、補助額を上乗せします。

※「食」貨物 外務省貿易統計の「農林水産物輸出入情報」に記載される輸出品目が対象となります。詳しくは、以下の外務省ウェブサイトでご確認ください

(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/>)

2 補助事業者

以下の（１）～（３）のいずれかに該当する事業者が補助対象者となります。

- （１） 国内他港（大阪港・神戸港を除く）で輸出入を行っていた貨物を府営港湾に転換し輸出入を行う荷主
- （２） 新たに府営港湾で貨物の輸出入を行う荷主
- （３） 既に府営港湾で貨物の輸出入を行っておりその取扱量を増加させる荷主

※船会社又はフォワーダーとの共同申請が必要です

3 補助金の額

補助対象期間内において対前年度同期間比で増加した貨物について、コンテナ1 TEU又は20トンあたり5,000円 の補助を行います（空コンテナは補助の対象外です）。

また、上記の輸送貨物が輸出される「食」貨物である場合は、1 TEUまたは20トンあたり5,000円

を上記補助金の額に加算します。

※20トンに満たない場合は、250円/1トンで加算（小数点以下は切り捨て）

4 補助対象期間

交付要綱第4条に規定する知事が定める補助対象期間は、下記のとおりです。

令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）まで

5 応募書類の提出について

（1）提出期間

交付要綱第6条に規定する知事が定める提出期間は、下記のとおりです。

令和6年10月25日（金曜日）から令和7年1月31日（金曜日）まで（大阪府の休日に関する条例第二条第1項に規定する府の休日を除く）

（2）提出書類

応募される事業者は、提出期間内に、「外貿貨物集貨促進事業補助金交付申請書※（様式第1号の1）」を提出してください。また、申請書には次の書類を添付してください。

（イ）事業計画書（様式第1号の2）

（ロ）要件確認申立書（様式第1号の3）

（ハ）暴力団等審査情報（様式第1号の4）

※その他、必要な書類の追加提出を求める場合があります

※船会社又はフォワーダーとの共同申請が必要です

（3）提出方法

応募書類の提出は電子メールでのみ受け付けます。下記の電子メールアドレスに必要なデータを送付ください。

E-mail：na0035@city.osaka.lg.jp

※電子メールが到達した日時が提出書類の受付順となります

（4）問合せ先

大阪港湾局計画整備部振興課（利用促進担当）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟10階

電話番号：06-6615-8173（直通）

6 補助金交付対象事業の決定

（1）補助金交付決定

提出された申請書に基づき、本府が補助金の交付を決定します。（以下「交付決定」という。）

補助金の交付の申請が到達した日の翌日から起算して30日以内に、交付決定した事

業につきましては、書面で申請者あてに「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を送付します。

なお、申請者は、交付決定通知書を受けた日から起算して30日以内に「補助金交付申請取下申請書（様式第7号）」を提出し、申請の取り下げを行うことができます。

（2）事業計画の変更

交付決定後に事業計画を変更する必要がある場合（交付決定金額の増額や20%以上の減額、また補助金の算定に影響を及ぼすような変更など）、「事業変更承認申請書（様式第3号）」を速やかに提出してください。個別に事情をお伺いしたうえで、計画変更の可否を判断いたします。なお、交付決定金額及び補助事業の目的に変更がないものについては、軽微な変更とし、事業計画の変更を申請する必要はありません。

補助事業変更が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「事業変更承認通知書（様式第4号）」を送付します。

（3）事業の中止又は廃止

交付決定後に事業を中止又は廃止する際には、速やかに「事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）」を提出してください。

補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）」を送付します。

（4）事情変更による補助金交付決定の取り消し

交付決定後に本府の事情変更により特別の必要が生じた場合は、書面で申請者あてに「補助金交付決定取消通知書（様式第8号）」もしくは「補助金交付決定変更通知書（様式第9号）」を送付して、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更する場合があります。

7 実績等の報告

（1）進捗状況の報告

交付決定後に、知事の請求に基づき事業の進捗状況について「事業進捗報告書（様式第10号の1）」により報告を求める場合があります（通知等にて事前にお知らせします）。

（2）実績報告書類の提出

補助事業者は、事業終了後に以下の実績報告書類を提出してください。

<提出書類>

- （イ） 外貿貨物集貨促進事業補助金補助事業実績報告書（様式第11号）
- （ロ） 補助事業実績報告書（月別内訳）（様式第11号の1別紙）

(ハ) 別途指定する期間における貨物の取扱い実績を証明できる資料

※報告内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求め場合があります

<提出方法>

期限：事業が終了した日から起算して30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日まで

方法：電子メールにより送付（送付先：na0035@city.osaka.lg.jp）

8 補助金の交付

(1) 補助金の額の確定

提出された報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、補助金の交付額を確定します。なお、交付額は、「補助金交付額確定通知書（様式第12号）」により補助事業者あて通知します。

(2) 補助金の請求

補助事業者は、速やかに所定の請求書（参考様式）に必要事項を記入し、事務局に提出してください。

(3) 補助金の交付

補助金は、補助事業者から請求があった日から30日以内に交付します。ただし交付決定を取消した場合は、補助金は交付しません。

(4) 交付決定の取消し及び補助金の返還

交付規則に基づき、虚偽の申請・不正行為等が明らかになった場合は、「補助金交付決定取消通知書（様式第8号）」により交付決定を取り消すこととし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を求めます。

また、補助事業者名及び不正の内容を公表する場合があります。

9 その他

- ・補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、立会いによる実地の確認を実施する場合があります。
- ・補助事業者は、貨物の増加が確認できる台帳など、本補助事業の申請の根拠となる書類・帳簿類を5年間保存してください。
- ・本事業は、コンテナ船と自動車専用船のそれぞれで予算枠を設けています。
- ・「申請に関するよくあるご質問と回答」について、大阪港湾局の事業ページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/osaka_kowan/subsidy/index.html）に掲載しておりますので、こちらもご参照ください。

10 スケジュール（交付申請の受付から補助金交付までの流れ）

